

「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」（第13回）【議事要旨】

1 日時 平成27年5月12日（火）10:00～12:00

2 場所 総務省601会議室

3 出席議員（五十音順）

阿部 正浩 中央大学経済学部教授

太田 聰一 慶應義塾大学経済学部教授

岡田真理子 和歌山大学経済学部准教授

（座長）辻 琢也 一橋大学副学長・大学院法学研究科教授

原田 久 立教大学副総長・法学部教授

山野 岳義 一般財団法人全国市町村振興協会理事長

4 議事次第

- （1）開会
- （2）配付資料説明
- （3）意見交換
- （4）その他

5 議事の経過

○事務局からの説明の後、意見交換が行われた。

委員からの主な意見は以下のとおり。

（地域手当の指定基準（賃金指数）について）

- ・賃金構造基本統計調査にはサンプルサイズの制約があり、人口の少ないところでは十分なデータが確保できないなど、信頼性の問題がある。実際に小規模な団体で計算してみるとデータの年数が少ない、取れたデータでもばらつきが大きいといった問題がある。
- ・人口5万人未満の市町村では賃金指数で救える自治体はそれほど多くない。
- ・賃金構造基本統計調査は、そもそも地域手当のために制度設計されたものではない。都道府県単位で、産業、事業所規模で抽出しており、どの市区町村にどのような産業が入っているかは考慮されていない。たまたま高い産業が選ばれるときもあれば、低い産業が選ばれるときもある。それを目的外使用で市町村単位に賃金指数の算出に用いることに問題があるのではないか。
- ・賃金指数の対象が5万人以上というのは苦肉の策として切っているのだと思うが、

20万人以上とすると、もっと安定したデータが出てくるのではないか。

- ・ 実際、30万人くらいの経済圏になると、本格的な市のファイナンス機能なども含め一通りの業種がそろっている。30万人圏で賃金水準が安定的に計算できるのではないか。
- ・ 人口規模が小さいところで賃金を計算していくことが、今後安定的になっていくのかいかないのか、地域構造自体の特質も考えながら議論していく必要があるのではないか。

(地域手当の指定基準(パーソントリップ補正)について)

- ・ パソントリップ補正の拡充に関しては、かなり有効ではないか。感覚的に、地域の住民の感じ方に近いものが出てくる可能性がある。
- ・ パソントリップ補正は、例外中の例外という意識であるが、かなりしっかりした経済圏を使おうという考えで入れているのではないか。
- ・ パソントリップ補正は例外的な取扱いだが、反面、住民にしてみるとこの地域圏に住んでいるという住民感覚があるのではないか。

(地域手当の指定基準(地域手当支給地域に囲まれた非支給地)について)

- ・ 単独に囲まれているというのは歴然としているので、対象としやすいのではないか。
- ・ 4つ、5つに囲まれている中で対象になるというのは分かるが、どのように囲まれているかという地理状況により、簡単に対象にはできないのではないか。2つだったらいいのか、囲まれているのがいいのかというのは、なかなか数字では言えない難しいところがある。
- ・ あまり容易に、囲まれているからという理由だけで是認すると、囲まれていることに一体何の意味があるのかという話になる。少し補足的な一体性を検証することが、ある程度必要なのではないか。

(地域手当の指定基準(その他)について)

- ・ 現在の国の指定基準を超えて支給する場合、さらに客観的なデータで説明するのは相当ハードルが高いのではないか。
- ・ 客観的なデータの精緻化の問題もあるが、囲まれ地又は隣接する団体はむしろ合併した方がよいのではないかという考えもある。
- ・ 客観的な立証についてはあまり精緻にしても仕方がないのではないか。ラスパイレス比較はまさにその瞬間のデータだが、地域手当の場合はその瞬間ではなく過去のデータで、現象的に矛盾が起こるのではないか。
- ・ 一つの可能性として、物価の議論を見るというのも一つの考え方という気がするが、指標が2つあると、基準を決めるときに非常に恣意性が入るといった問題もある。

- ・ 27 年度からの地域手当支給基準の見直しにおいて、旧 6 級地が 1 級上がると 5 級地になる場合は 7 % も上がることになるが、上がり過ぎではないか。俸給が純粋にマイナス 2 %、高齢層でマイナス 4 % になったところと、7 % 地域手当が上がったところでは、バランスがよくない。そういう意味では、もう一段階枠を設けてもよかったのではないか。

以上

文責：総務省自治行政局公務員部給与能率推進室